

## 友人を誘うだけで簡単に儲かる？マルチ商法の勧誘に注意！

## 事例

10日前、友人から「肌が荒れてるね」「いいサプリメントがある」と勧められて20万円のサプリメントを注文し代金を支払った。「会員になって人に勧めれば利益が入り儲かるよ」と言われたので別の友人を誘ったら「マルチ商法ではないか」と断られた。他の友人にも断られ、サプリメントも体に合わないので解約したい。(20代女性)



## アドバイス

- 「会員になって友人などに商品を紹介し、購入につながれば利益が得られる」という、マルチ商法の勧誘やトラブルが増えています。
- マルチ商法はネットワークビジネスとも呼ばれ、家族や友人などの人間関係を利用して販売組織を広げていきます。身近な人から誘われると断りにくい、詳しい説明がない等の問題点が多くみられます。
- マルチ商法では、契約前の勧誘で取引内容を記載した「概要書面」と契約後は「契約書面」を受取ります。2つの書面で契約内容をよく確認しましょう。
- マルチ商法は、法律で決められた契約書面を受取った日か、商品を受取った日のいずれか遅い日から20日間はクーリング・オフができます。
- 期間を過ぎていても、会員はいつでも中途解約して退会することができます。また、入会后1年以内の会員が商品を受取って90日以内であれば、未使用で再販売していない商品は、商品価格の10%の違約金を支払って返品することができます。
- 困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

## ●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

